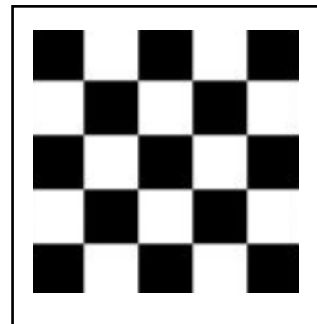


地模様（生地類）と知的財産

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

最近、アニメーションの主人公の衣装柄が複数種類商標登録出願されました。その中には古くから広く使われ親しまれている柄が含まれており、ネットでも話題になっています。実際に、INPIT 長野県知財総合支援窓口にも、商品に使用したいが問題があるかとの相談が複数件ありました。そこで、本稿では、衣装柄のような生地の地模様における知的財産権（意匠・商標）の考え方について考察します。



2. 地模様の対象となる知的財産権

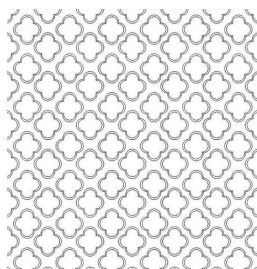
知的財産権には、特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録、著作権等があります。地模様のようなデザインについては特許・実用新案登録でなく、主に他の三者が対象になります。但し著作権は対象にはなるものの具体的な登録制度がないため、意匠登録及び商標登録について以下に検討します。

3. 意匠登録と地模様

意匠（デザイン）の登録には、①新規性、②創作非容易性が要求されています。これにより、現存する又は知られている意匠は登録されません。即ち、伝統的な地模様は登録されないこととなります。その結果、以下のような特徴的な模様が登録されています。

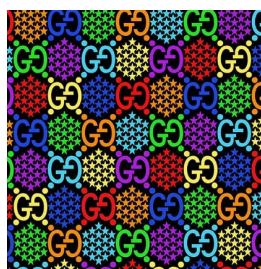
登録第 1653251 号

物品：不織布地



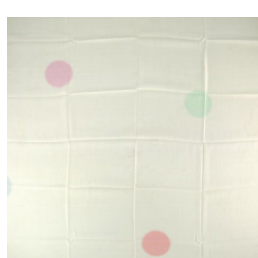
登録第 1667450 号

物品：生地



登録第 1669710 号

物品：生地



4. 商標登録と地模様

(1) 地模様の登録状況・審査判断事例

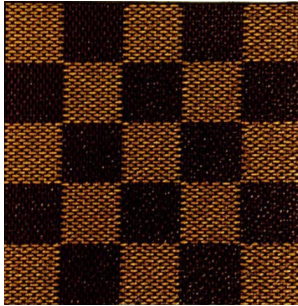
アニメーション（「鬼滅の刃」）の主人公が市松模様の羽織を着用し話題になっているため、市松模様を中心に事例を紹介し、考察します。

市松模様の名称は、江戸時代中期の歌舞伎役者 佐野川市松が着用した衣装に由来するものですが、模様そのものは古墳時代にも使用されていたことが確認されています。そのような市松模様が特許庁に商標として認められ登録された例、拒絶された例を以下

に記載します。

【登録された商標例】

登録第 4901617 号、L 社
1996 年出願、2005 年登録
物品：袋もの、かばん類

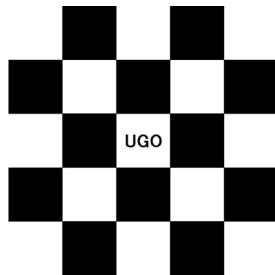


登録第 4915881 号、L 社
1998 年出願、2006 年登録
物品：衣服、靴類

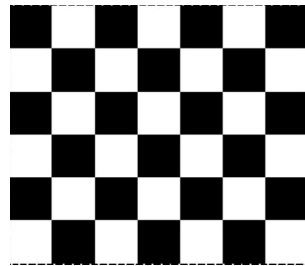


【登録を拒絶された商標例】

商願 2010-16658 号
2010 年出願
物品：袋もの、かばん類



商願 2006-15768 号
2006 年出願
物品：衣服、靴類



(2) L 社商標出願が登録され、他社出願が登録を拒絶された理由

(2-1) 特許庁の登録基準

特許庁では、(登録する基準ではなく) 登録しない判断基準を列挙しています。その中で、主なものは、

- ① 「自己と他人の商品・役務（サービス）を区別することができないもの」（第 3 条）であり、幾つかの例が挙げられています。第 6 号は、「その他何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」とされており、さらに具体化した審査基準では、「地模様（例えば、模様のなものの連続反復）からなるもの」を挙げられています。
- ② 但し、例外として、使用された結果、需要者が何人（なんびと、「誰の」の意味）かの業務に係る業務に係る商品又は役務であることを認識できる場合には、登録することができるものとされています。（第 3 条第 2 項）

(2-2) L 社商標の場合

特許庁の審査官による審査では、L社登録第 4901617 号、同第 4915881 号、商願 2010-16658 号、2006-15768 号のいずれもが、模様が連続・反復されており、地模様該当するとして上記①項の判断基準により拒絶査定になっています。これに対してL社では拒絶査定不服審判（特許庁内で行われ、地方裁判所と同等の位置付け）を提起し、判断が覆って登録になっています。L社の商標（市松模様）は、使用により、全国的に誰の業務に係る商品又は役務であるか認識されるようになってきていると判断され、審判官段階で結論が変えられたのです。

（3）市松模様がL社商標として登録されたことによる影響

①この結果、商願 2010-16658 号、2006-15768 号のように後願の他者出願が確実に排除されるようになっていきます。そして、アニメ鬼滅の刃に伴って出願された市松模様の商標出願も登録される可能性は低いと考えられます。但し、マスコミに大きく取り上げられ著名になっていきますので（色を特定して著名性を主張する等）何らかの形で登録になる可能性は残されています。

③ 前記により、袋もの・かばん類、衣服類、携帯電話機用カバー等に市松模様を使う権利はL社に帰属し、L社に独占される可能性が生じています。そして日本の伝統文様として、1千年以上も使用された市松模様の使用に不安を与えている状況にあります。

L社の商標に対しては、編み目が描かれていること等から、日本の伝統文様の市松模様とは相違すると主張する可能性は残されています。しかし商標登録にはことばによる説明がないため、類否の線引きをすることは難しく、類似範囲に含まれる不安は残されています。

5. 生地 of 商標登録方法（成功例）

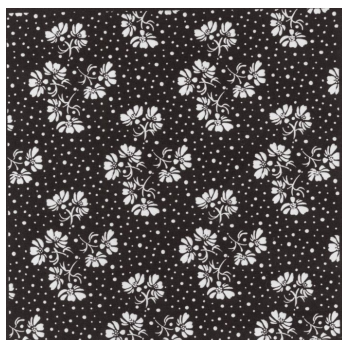
前項（2-1）①で示したように、地模様と判断された場合には、商標の不登録自由に該当し、登録にならない可能性があります。そこで、商標出願時には、生地 of 地模様のみではなく、本来 of 商標（識別マーク）として使用することを前提に商標出願を行うことが望ましいとされます。下図において、左側は地模様であるとして拒絶されましたが、右側は一部分を拡大して出願した結果、登録された実績があります。

〈拒絶査定〉

〈登録査定〉

商願 2018-72078-号

物品：袋もの、かばん類



登録第 6258310 号

物品：袋もの、かばん類



6. まとめ

意匠法は、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的」とし、新規性や創作容易性を基準として登録判断がされます。

一方、商標法は「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的」とします。産業の発達の目的は同じなのですが、商標の登録判断には新規性や創作容易性の要件がなく、さらに「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できるに至っているもの」については、登録される可能性があります。先に記したL社商標のように地模様と認定されながらも登録されることがあります。この要件は個別には判断しにくく、また、時代や社会状況によっても判断基準が変化していると推察されます。

実際に、商標では、前記のような伝統的な模様や、地域では一般的なマーク（例えば六文銭）、単なる地名（上高地等）が登録されており、地元根付いた商標の使用が制限される場合が生じています。

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、トラブルが発生しないよう知的財産面から支援を行い、更なる産業・経済の発展に寄与したく活動を推進する所存です。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(原稿作成 2021年2月)